

最先端・次世代研究開発支援プログラム
事後評価書

研究課題名	持続可能な社会づくりのための協働イノベーション ー日本におけるオフィス3原則の実現策
研究機関・部局・職名	大阪大学・大学院法学研究科・教授
氏名	伊達 規子 (大久保 規子)

【研究目的】

あらゆる主体の参加と協働は、持続可能な社会づくりに不可欠の要素であるが、その実現は容易ではない。本研究（略称：グリーンアクセスプロジェクト）は、グリーン・イノベーションを達成するためには協働イノベーションが不可欠であるとの認識に立って、国際的な先進例となりうる日本型の協働モデルを提言することを目的とする。

矢作川方式、西淀川方式等の先駆的事例にみられるように、日本は協働先進国の側面を有しており、自主的取組みが一定の功を奏した数少ない国の1つでもある。ところが、最近では、その有効性に対する疑問も呈されるようになり、「協働疲れ」ともいふべき状況が各地で生じている。各種の協働法制を分析した結果、現行制度が機能不全に陥っている法的要因は、①協働概念の多義性、②個別法における環境配慮条項の欠如や基準の不明確性、③参加と協働に関わる権利の不十分性にあるとの暫定的結論に至った。

本研究では、現状を打破するためには、環境分野の参加・協働条約であるオフィス条約を日本の社会的・文化的条件に適した形で具体化する必要があるという考え方に立って、その具体的方策を検討する。オフィス条約は、①環境情報へのアクセス権、②環境に関する政策決定への参加権、③司法へのアクセス権という3つの権利（グリーンアクセス権）を一体的に保障する条約である。これまで日本では、協働を法制化することに対する懐疑論が根強くあり、とくに訴訟を協働の一手法として捉える発想が乏しかったが、協働の実効性確保におけるオフィス3原則の有効性は各国で確認されている。もっとも、オフィス条約を批准しているEU諸国においても、その具体化の手法は極めて多様で、より良い協働モデルが模索されている。それ故、日本の先駆的事例の歴史的意義や特性を踏まえつつ、グローバル・スタンダードたるオフィス3原則をも充たすような日本型の協働モデルを提示することができれば、オフィス3原則のさらなる進化につながり、国際的にも大きなインパクトがあると考えられる。

協働が行われる分野は極めて多様であることから、本研究では、道路および水管理の分野に焦点を当てて、日本とEUの法制度および実態の比較研究を行う。その際、日本とEU諸国との大きな違いは、参加権と司法アクセス権の有無にあると考えられるため、この点に重点を置いてイノベーションの方向性を検討する。

【総合評価】	
	特に優れた成果が得られている
○	優れた成果が得られている
	一定の成果が得られている
	十分な成果が得られていない

【所見】	
① 総合所見	
<p>オーフス条約の国内法化を日本における柔軟な協働のあり方を生かしつつ構想し、その日本型協働モデルを海外に発信するという興味深い研究である。環境分野に限定された研究であるが、行政と市民との関係のあり方が鋭く問われている現在、そのような一般性を有する研究として社会的意義も大きい。本研究課題により、日本における協働の特色と先進性、およびオーフス条約3原則の意義、EU 諸国での経験から得られる知見が明らかにされた。</p> <p>研究を進めていく過程で検討対象が広がり、研究の焦点が多少拡散した。研究の焦点を絞り明快に政策提言を提示するかたちで研究成果が出ればなおよかったと思われる。国際条約の国内実施に当たっては、条約実施の監視にあたる関係者との人的ネットワーク構築がすべての基礎になる。本研究課題ではそれが実現された。この研究課題によって得られた理論的知見に明瞭性が加われば、なお高い評価が得られたと思われる。今回見出された新しい理論的知見のより具体的説明が、河川および水管理を対象とする研究、ならびに日本の先駆的事例の歴史的意義の分析に関する研究と関連付けて行われたら、なおよかったと思われる。</p>	

② 目的の達成状況	
<p>・ 所期の目的が <input type="checkbox"/> 全て達成された ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成された ・ <input type="checkbox"/> 達成されなかった</p>	
<p>本研究課題は、オーフス3原則（①環境情報へのアクセス権②環境に関する政策決定への参加権③司法へのアクセス権）を日本の社会的・文化的条件に適した形で具体化するための提言を目標とし、そのために、（1）日本型協働の法的研究と（2）EUにおけるオーフス条約の国内法化に関する研究の2本立てで研究が実施された。</p> <p>（1）については、市民参加条例に関する全国の自治体に対する包括的なアンケート調査、また、環境NPOに対するアンケート調査などを実施し、現状分析において着実な成果を上げられた。また同調査を踏まえた市民参加・協働条例データベースも作成され、プロジェクトホームページ上で公表された。（2）については、オーフス条約の条約ガイドや履行ガイドの翻訳など基礎的作業を踏まえながら、文献調査・ヒアリング調査に加えて国際シンポジウムを行うなど、各国の制度化実態に関する知見を進展させた。</p> <p>本研究課題は、最終目標として、グリーン・イノベーションを可能とする「国際的な先進例となりうる日本型の協働モデル」を提言し、オーフス3原則の更なる進化を</p>	

実現することを掲げた。そのために、①日本の協働のあり方を実証的に明らかにする一方、②オフィス3原則のEU諸国における先進的適用例の調査を設定した。①については、全国自治体アンケートの実施と条例のデータベース化を行い、②については国際シンポジウムの組織を通して研究を進めてきた。

①、②の進捗状況を見ると、何をしたのかは明確だが（①については自治体向けアンケート調査の実施と結果公表、②については国際シンポの開催と啓蒙的パンフの作成、および、両者に関連しての論文公表）、これらからいかなる理論的成果が生まれたかが必ずしも明確ではない。権利の不在が日本における協働を妨げている、という仮説は浮上したが、あまりにも漠然としている。仮説検証のためには鍵概念（例えば、権利）をブレークダウンする必要があった。河川と道路の二つを研究対象とすると宣言して始まった研究であるにもかかわらず、NPOとの協力を充実させるレベルにとどまっており、理論的側面が十分掘り下げられたとはいえない。

③ 研究の成果

・これまでの研究成果により判明した事実や開発した技術等に先進性・優位性が
(ある ・ ない)

・ブレークスルーと呼べるような特筆すべき研究成果が
(創出された ・ 創出されなかった)

・当初の目的の他に得られた成果が (ある ・ ない)

日本型協働の法的研究の分野について、市民参加・協働条例、環境条例に関して全国の自治体に対して包括的なアンケートを実施し、条例の制定状況、各手法の導入状況、実施状況に関する調査を行った。市民参加・協働条例に関するデータベースは構築できた。キーワード検索を可能とするなど利便性は高い。自治体と環境NPOへのアンケート調査によって日本型協働の特徴を浮き彫りにする試みも行われた。追加調査票によれば、NPOは情報公開請求に必ずしも積極的でないこと、政策に意見が反映されたことがあると感じているNPOが比較的多いこと、個別の課題についての意見対立が生じた場合に調整する制度の活用経験に乏しいこと等が指摘された。これらの知見が「従来の認識とは異なる」ものと言えるかについては留保が必要であるが、これまで印象的に語られてきた「日本型協働」の特徴が実証分析を通じて明らかにされた。何をしたかは明確に示されているが、新たに発見した理論に関する部分の記述が漠としており、ブレークスルーは見出せない。

2012年度に国際シンポジウムを開催しており、参加メンバーや内容の点で有意義な国際研究交流の場を提供したとして評価される。またこれを契機にグリーン・イノベーションの研究拠点としての認知度を高めたため、長期的な研究展開が期待できる体制の基盤が形成された。研究開始時に予想されなかった東日本大震災の発生を踏まえ、防災と環境を統合した法制度のあり方を参画と協働の観点から検討することをめざし、国内に加えてタイとの協働研究も進めた。

④ 研究成果の効果

・研究成果は、関連する研究分野への波及効果が
(見込まれる ・ 見込まれない)

・社会的・経済的な課題の解決への波及効果が
(見込まれる ・ 見込まれない)

市民参加・協働条例の実態調査と条例データベースの作成は、この分野の研究進展に寄与するところが多い。特に後者は、重要な研究インフラとして機能するであろう。オース条約に関する研究成果は、基礎的文献の翻訳が研究者の共有財産となる。また各国の現状分析は、今後、わが国の環境訴訟制度のあり方を検討するさいに有用性が高い。日本的協働の先進性と問題点を明らかにし、オース条約の参加と司法アクセスの権利化の可能性を追求して両者を統合する理論を構築できれば、行政と市民の間の関係性について新たな可能性を示すことになる。参加と司法アクセスとを関連づけて協働のあり方をシステムとして考察する視点は、従来は稀薄であった。この研究を通じて構築された国際的な人的ネットワークは、関連する研究分野の進展に必要不可欠である。

⑤ 研究実施マネジメントの状況

・適切なマネジメントが (行われた ・ 行われなかった)

特任研究員2名を雇用し研究実施体制を整備した。当初研究員2名は退職したが、後任1名の雇用と大阪大学法学研究科の特任研究員に協力を求めることで、マネジメント体制の維持が可能になった。また、地球環境パートナーシッププラザとの協働協定にもとづきアンケート調査・現地ヒアリングなど研究活動を計画的に推進するなど、他団体との連携を生かした研究活動も適切に進められた。

指摘された2点、すなわち、(1) 地域、全国およびアジア各レベルの研究をどのようにつなげていくか、(2) オース条約を超える枠組みの構築を目指すべきであるという点については、対応の方向性が示された。平成22・23年度の進捗状況確認で指摘された「論文がすべて査読無しである」という点については、指摘を受けて査読付きの英文論文を作成して国際的に発信するなど、積極的な対応があった。実施体制との関係で、研究対象を拡大しすぎてはいないかという懸念もあったが、研究目的の達成に向けて、具体的な研究計画にもとづいて精力的に研究が実施され、概ね適切なマネジメントであったといえる。

本研究課題は、国際的な人的ネットワークと関連条例のデータベースの創設という大きな成果を上げており、これらの成果を上げたという点において、助成金は有効に活用されたと判断できる。指摘事項の中の査読論文が少ないという指摘は、法学研究者に対する指摘として適切なかが疑問であったが、研究代表者は査読論文を用意して適切に対応した。